

第 8 回  
第二期武蔵野市学校施設整備基本計画  
策定審議会

令和 8 年 8 月 2 4 日  
於 武蔵野市役所 8 階 8 0 2 会議室

武蔵野市教育委員会

## 第 8 回 第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会

○令和 8 年 8 月 2 4 日（月曜日）

### ○出席委員

福本委員長 垣野副委員長 谷川委員 喜連委員 木村委員 小島委員  
村雲委員 足立委員 澤木委員 安島委員  
樋爪総合政策部長 齋藤財務部長 真柳教育部長

### ○事務局出席者

月原教育企画課長 村越教育企画課学校施設計画担当課長  
田中丸教育企画課学校施設担当課長  
岩野学校改築係主任 木村学校改築担当  
杉谷指導課長 祐成教育支援課長 志賀教育支援課教育相談支援担当課長

### ○日程

#### 1 開 会

#### 2 議 事

（１）第 7 回までの審議会振り返り

（２）未来を見据えた校舎のあり方について

- ・ 学校施設整備にあたっての考え方（前回審議会から継続）
- ・ 計画・設計の具体的事項
- ・ 整備スケジュールと費用の見通し
- ・ 整備の進め方

#### 3 その他

（１）次回日程 10 月 5 日（月）午後 5 時～7 時 市役所 8 1 1 会議室

◎開会

○事務局 それでは、皆様おそろいになりましたので、お時間前なのですが、少し事前の説明をさせていただこうと思います。

それでは、皆さま、こんばんは。本日は第8回の審議会ということでよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただこうと思います。

本日、お手元のほうに次第、それから、席次表を置かせていただいております。そのほか本日もペーパーレスの会議という形になりますので、パソコンの画面で見ただけだと思っております。

今回、次第等をお配りしていますが、なければこれも事務局に、お声かけをいただければと思います。

まず、事務的なご説明をさせていただこうと思います。

本日も会議の記録用に録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。また、発言の際には必ずマイクをご使用いただきますようお願いいたします。オンラインで傍聴しているときにマイクがないと発言が聞き取れないので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、複数のマイクをオンにしまうとハウリングしてしまうので、発言が終わったらマイクの電源を切っていただければと思います。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○会長 皆さん、こんばんは。

では、これより第8回第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会を開催させていただきます。

今回は委員もご参加ということで、ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に沿って進行をさせていただきたいと思います。

まず初めに、毎回ですけれども、本日の傍聴について確認をさせていただきます。

定員の範囲内での傍聴及びオンライン配信について許可をしてもよろしいでしょうか。

よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、これより傍聴希望者の入室を許可したいと思います。また、これよりオンライン配信も行わせていただきます。

---

## ◎議事

### (1) 第7回までの審議会振り返り

○会長 それでは、これより議事に入らせていただきます。

次第にあります議事の(1)第7回までの審議会の振り返りについて、簡単に振り返らせていただきたいと思います。

事前配付の資料1です。毎回リーフレットを事務局のほうで作成をしていただいています。ありがとうございます。そちらのリーフレットのほうに前回の審議会に関してまとめて書いていただいています。

前回の審議会では、第3章の学校施設整備に当たって皆さんで検討をしていただきました。事前に委員の皆さんからは意見を出していただきまして、ありがとうございました。

それで、今回の計画、審議に当たっての一番大事なコンセプト、考え方については、子どもたちにとって明日また行きたいと思える学校というこれを基本理念にして審議を進めていくということを確認させていただきました。

この基本理念を大事にしながら、主体的・対話的な学びができる施設としての教室ですとかラーニングコモンズといった教育施設、それから、設備に関する審議をさせていただきました。また、地域とのつながりというところで地域連携ですとか避難所としての施設・設備の在り方、これについても審議を進めさせていただきました。

これらを踏まえまして、次回、第9回の審議では本審議会の答申案をまとめていくことになります。今回の審議会では、前回審議し切れませんでした第3章の項目、それと第4章から第6章までの内容について審議をしていく形になります。

本日も委員の皆さんにたくさん意見を出していただきたい審議事項が多くありますので、円滑な会議運営にご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

---

## ◎議事

### (2) 未来を見据えた校舎のあり方について

○会長 では、議事の(2)に入っていきたいんですけども、その前に前回の審議会の中で委員の皆さんからいろいろなご指摘をいただいたかと思います。その事項につきまして事務局で確認をしていただきましたので、ご説明をいただければと思います。お願いします。

○事務局 それでは、前回第7回の審議会の中で委員から指摘をいただいた事項について確認しましたので、お答えいたします。

委員から統合新校の設置場所について、西部エリアのどこからも通いやすい武蔵境駅周辺に敷地はないのかというようなご意見がございました。こちらについて教育委員会並びに市長部局にも確認をさせていただきましたが、武蔵境駅周辺で統合新校を設置できるだけの敷地はございませんでした。

説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

こちらの説明につきまして何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

お願いします。

○委員 よろしくをお願いします。

土地がないということなんですけれども、大きい敷地が必要になってくるので、当然その敷地が必要になってくると思うんですけれども、統合しない場合、今現在の六中の敷地で十分賄えるのかなと思うんですけれども、東のエリアがプレーパーク、あと、ほこらがあったんですけれども、今はそのほこらが撤去されているというのを聞いたので、その辺はどうなんでしょうか。別々に建て替えるということ。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

今のご質問に関して事務局のほうからご回答は可能でしょうか。

○事務局 統合新校ではなくて個別校で建て替えていくという場合の敷地条件というところで、確かに今敷地の買い取りというところは我々も聞いているところになるので、六中の敷地のところを増やすということはでき得ることなのかなというところにはなります。ただ、先ほど申し上げたとおり統合新校という形でいうと、そ

ここに置けるようなスペースではないというところになります。

以上です。

**○会長** 今のご質問に関して何かございますでしょうか。

これは司会としてのコメントになるかもしれませんが、この審議会として2年間の期間の中で統合新校という形で一応の方向性は示させていただいて、議論を進めさせていただいております。この審議会に最終的な決定権があるわけではないと理解をしておりますので、最終的な結論は教育委員会のほうにお願いすることになるのかなと思います。

一定の方向性は示させていただいておりますので、これをまた原点から審議するということは控えたいと思っています。ただし、市民の皆さんも全員が全て賛成ということではないと思いますので、その辺は答申の中か補足のようになるかちょっと分かりませんが、こういう意見があるということは示していく必要があると思っています。ということで、今のご意見、事務局からの回答は引き取らせていただきたいと思います。

それでは、議事の（２）未来を見据えた校舎の在り方についてというところに議論を進めていきたいと思っています。

ここは前回、第3章の項目を審議していただいたんですけども、残っているところもあると思いますので、その点について事務局からまとめてのご説明でよろしいでしょうか。お願いいたします。

**○事務局** 前回の審議会を経て答申案に追記することになった部分について、今回の資料に追記した部分も反映されておりますので、その部分のご紹介をさせていただこうと思っております。

こちらについては事務局で記載案を作成した後、副会長にも確認いただいたものを赤字で掲載させていただいております。順番に説明をさせていただきます。

まず1点目になりますが、3章のところになります。資料2の3章の7ページをまず開いていただければと思います。

7ページの真ん中よりちょっと下の部分になると思いますが、上の部分と下の部分で小学校、中学校それぞれに記載があります。小学校の部分でいうと、「児童の気持ちを落ち着かせるため、教室に近い場所にクールダウンスペースを設置します」、ここの文言が新しく入っています。中学校のほうは「生徒の気持ちを落ち着かせるため、教室に近い場所にクールダウンスペースを設置します」という記載が加わっております。これは前回の審議会を踏まえて追記した部分となっております。

2点目になります。10ページをお開きください。

10ページの真ん中の下のほうになると思います。校庭の部分になりますが、「校庭に庇、ピロティを設置し、木陰で休憩できるスペースを確保します」、こちらを追記させていただいております。

続いて3点目になります。11ページをお開きください。

11ページの管理諸室の部分になります。「また、職員室に休憩スペースや快適な空間を確保し、先生にとって働きやすい職場環境づくりを行います」、こちらを追記しております。

続いて4点目になります。12ページをお開きください。

12ページのイの学校開放の部分の下の太枠の中の記載になっております。黒ポチが2つあって、その下になりますが、ここの記載になります。「（地域の学校のエリア利用については、目的等を明示の上で学校と協議）」、こちらを追記させていただいております。

続いて5点目になります。13ページをお開きください。

エの地域の避難所となる施設の部分になりますが、これも四角で囲ってあるところになります。黒ポチが4つ並んでいて、4個目になります。「避難所の状況により、段階的に学校エリア（教室等）を開放します。なお、避難所運営が一定終局した場合は教室等については、学校再開の準備を行います」、こちらを追記しております。

以上が第3章へ追記する事項となっております。

なお、前回の審議会で委員からいただいた1人当たりの床面積の精査については、本日審議いただく予定の第4章の部分で記載をさせていただいておりますので、そこらはその部分の審議の際に説明をできればと考えております。

説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

今追記をしていただいた内容に関して、何か気になったところとかございますでしょうか。表現がちょっとこれでは通じないとか、最終的にまた全体を見る機会はあるかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。特にご質問がなければ追記をしたということで、また最終的なところは最終に確認する機会があるかと思っておりますので、これで行かせていただきたいと思います。

それでは、ここからは今回新しい内容ということに入っていきたいと思っております。

本日やりたいのが第二期計画で申し上げますと、前回審議で取り上げられていない第3章の項目と第4章以降の部分の審議となります。今回も事前に委員の皆さんには意見書を作成していただきまして、ありがとうございました。

まずは事務局のほうにたたき台を作成いただいたと思いますので、それに対して意見書を踏まえながら審議を進めていって、こういった記載を追記していくのかということを検討していきたいと思います。

ただ、今回もちょっと範囲が広いですので、第3章の残りから第6章まで区切って審議を進めていきたいというふうに思います。

それでは、事務局のほうからはまずは第3章で第8回審議会での審議となっていた部分の説明についてお願いをしたいと思います。

○事務局 それでは、まず私から資料2、それから、資料3を使って前回審議いただいていた部分の説明をします。資料2の第3章、10ページの記載されている部分になりますが、学校プールに係る部分について説明をさせていただきます。その後、11ページに記載されているキ、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のための環境整備、それから、コ、自校調理施設の整備（小学校）、こちらについてはそれぞれ事務局の担当課長のほうから説明をさせていただこうと思います。

まず第3章のプールの部分になりますが、審議会資料2の第3章、10ページを開きください。

プールの部分は、この10ページの一番下の部分に網掛けで書かれております。こちらの記載については、第一期の計画の記載をそのまま一旦記載を載せさせていただいております。内容としては、「原則として全校に設置するが、校地の条件により、学校外施設の活用、複数校での共同利用及び地域住民との共同利用（複合化・多機能化）を検討します」というふうに書いてあります。ここの部分の検討に入っていきたいと思っております。

また、今回は学校プールの建て替えということで大きなテーマになりますので、別の資料も今回用意をさせていただいております。資料3をお手元に開いていただければと思います。

資料3に沿って説明をさせていただこうと思います。

まず、資料3の1番のところになりますが、今のプールの授業の実施状況というところをまず知っていただきたいなと思います。

まず、中学校についてはプールの授業は1回1時限、1時間目、2時間目というところの1時間だけを使うというイメージになります。1時限でプールを実施して

おります。年間10時限程度、小学校については1回2時限、つまり1時間目と2時間目を通して使う、そんなイメージになります。トータルとしては年間で10時限程度という形のプールの運用になっております。

次に、2番のところで学校施設の整備状況、これは今現在の武蔵野市の小中学校の設置状況を記載させていただいております。

武蔵野市においては、今、第四中学校のみ屋内の温水プールが設置されていて、それ以外の17校の中学校については屋外で屋根がないタイプのプールとなっております。米印を入れさせていただいておりますが、今第二期の計画を策定しているところになりますが、その前に策定された第一期の計画に基づいて改築の事業は進んでおります。改築中の第五小学校、井之頭小学校については、第一期の計画に基づいて屋外プール、ただし、今回はプール全体を覆う形のシェード屋根つきという形で設置を予定しているという形になります。

次に、3番、検討事項についてになります。

課題となっているのは近年の酷暑、暑さへの対策というところになります。また、稼働期間が限られてしまう学校プール特有の問題になりますが、稼働期間が限られる学校プールの設置可否というところが今回の検討の大きな内容となってきます。

なお、今国のほうで検討が進んでいる次期の学習指導要領の中では、水泳の指導は残る見込みとのことになっております。

次に、4番を見ていただければと思います。プール授業の実施時期と時期の変更について書いております。

現行、水泳の授業は6月から7月に実施されていて、現状の運用だとほかの時期に水泳授業を実施することは難しいというところがかかれております。記載の理由は確認いただければと思います。

続いて5番目、審議会資料について、先ほど資料2のほうで説明をさせていただきましたが、本日のたたき台の資料では第一期の計画の記載をそのまま掲載しております。本日の審議を経て、様々な方策を確認した上で第二期計画で方向性を決めていくことになると考えております。

次に、資料3の2ページ目をお開きください。

事務局で可能性がある各方策の比較を記載しました。各方策については、それぞれメリット・デメリットがあります。時間の関係で説明するところ是一部割愛させていただきますが、概要を含めて簡単に各方策の説明をさせていただこうと思います。

まず、①番になります。自校設置で屋外プールにシェードの案になります。現行のプールと同様に屋外にプールを設置するという形になっております。先ほど申し上げた第五小学校と井之頭小学校はこの方式になります。以前と違うところでいうと、可動式のシェード、要は屋根のところになります。日よけの屋根をつけるという形が新しく入っております。これが1個目の案になります。

2個目の案は自校設置で屋内プール・簡易温水の案になります。こちらは全ての学校に屋内のプールを作る、簡易温水のプールを作るという形になりますので、天候の影響は受けないというメリットがある一方で、費用が非常にかかってしまうというところのデメリットもございます。

③番、拠点校設置についてですが、②で出てきた屋内の簡易温水のプール、こちらを複数校で共有する案になります。②と比べると費用が抑えられる一方で、今度は拠点校という形になりますので、自分のところにプールがない学校については移動しなければいけないという新しい課題が発生します。

次に、④番については拠点校に設置する温水プール、こちらは②と③で出てきた簡易温水という一番費用が安い形の温水プールではなく、ボイラーで水を温める機能を高めたよりグレードの高い温水プールというふうに認識をいただければと思います。簡易温水と比べてもさらに費用は2倍ぐらいに上がってしまいますが、一方で通年、1年間通して使うことが可能となってきます。こちらを導入する場合には、費用の観点からより多くの学校が同じプールを共用するという必要性が出てくると考えられます。

また、こちらのプールは付加価値がついている分、学校以外に地域開放ということも想定をすることができるプールとなっております。

次に、⑤番、市営プールの活用になります。こちら④番と同様に通年で使える温水プールとなっております。新たに建設する予定の屋内の市民プールを利用することで費用を抑えることができるということがメリットになります。ただ一方で、市民の利用が制限されてしまうというところと、移動の課題というのはこちらの市民プールについても同じように残ってきます。

次に、⑥番、民間委託という形になりますが、こちらについては民間事業者がスイミングスクールやフィットネスクラブで運営するプールに委託をするという形になります。④番、⑤番の案と同様に通年で使えるプールであり、また、民間委託のメリットでいうと、インストラクターも併せて委託をできる可能性がございます。一方で、民間事業者になりますので、将来的に事業撤退のリスクがあったりとか移

動の課題というところはこちらの案も残ってくるという形になります。

他自治体でも民間委託については導入が進んでいるようです。他自治体にもヒアリングを実施させていただきました。ただ、こちらの委託料については自治体ごとでかなりばらつきがあるところが見受けられました。

なお、民間委託については、市内、近隣の自治体の民間事業者を掲載させていただいております。委託の可能性のある事業者はなかなか数は多くありませんが、状況によっては幾つかの学校で委託可能性はあるかと思われます。

方策の説明は以上となります。

検討材料としては、天候や費用、移動、移動に関しては移動時間もそうですし、引率の教員体制というところもございます。また施設管理、施設管理という意味でいうと、自校でプールをやるということになるのと薬剤の管理であったりとか水の管理というところが発生することによる教員への負担、また、拠点校ということになると、今度は時期をずらすというところでのカリキュラムの調整というところで、そこも検討しなければいけないということでかなり複数の項目で検討が発生するという形になります。これら全てを1つの方策で対応するのではなく、複数の方策を組み合わせるという可能性もございます。そのあたりも含めてこの後ご審議をいただければというふうに思っております。

まず、最初に学校プールの説明は以上となります。

**○事務局** それでは、続きまして、資料2の11ページをお願いいたします。

キの特別な教育的支援を必要とする児童生徒のための環境整備についてでございます。

ここでは、第四期の学校教育計画に記載されている内容に基づきまして、3点について記載をしております。

まず1点目ですが、医療的ケア児が安全に学校生活を送ることができるような環境についてです。これは例えば人工呼吸器による呼吸管理であったり導尿であったり、あとインスリンの注射など医療的ケアが必要な子どもにとって学校生活において必要な施設や設備を想定したものとなっております。

2点目は感覚の特性等に配慮した教室環境についてでございます。これは例えば光ですとか音に敏感な感覚の特性があるお子さんであるとか、そういった子どもたちが安心して学校で過ごせるような環境の配慮について想定をしたものでございます。

最後、3点目、こちらが教室に入りづらい児童生徒が安心して過ごせる居場所の

設置についてでございます。

これは例えば不登校のお子さんで学校には登校ができるんだけど、なかなか教室には入りづらいお子さんがいらっしゃいます。そうした子どもたちの支援として本市では全校に校内別室というものを設置いたしまして、そこに支援員を常駐させて見守り等の支援を行って不登校の支援を行っております。校内別室につきましては、現状は各学校がその実情において配置をしておりますので、例えばスペースが狭いであるとか、あとは若干騒がしい場所に配置せざるを得ないとかそういった制約が今あるような状況でございます。不登校の子ども数というものは本市においても増加傾向にあります。それに伴って校内別室の役割というものも今後ますます重要になってくるものと考えておりますので、校内別室が子どもたちが安心して過ごせる校内の居場所であるために専用のスペースを設置することが望ましいと事務局でも考えておりまして、このような記載をさせていただいております。

キについては以上でございます。

**○事務局** 続きまして、コです。自校調理施設の整備ということで、こちらの方針は大きく変わっておりませんが、少し細かく記載しております。学校教育のための食育のために改築事業に合わせて、小学校においては自校調理を進めるというのを前回の計画から記載しておりますので、そこを記載しております。それに加えて、昨今、給食無償化になった際の市の調理の指針ですとか学校給食の衛生管理基準とか、それはしっかり守っていこうということで記載をしています。

こちらの各自校調理の整備が進めば、児童生徒数とか改築校の順番とかもありますけれども、ただいま老朽化している北町調理場については、自校調理が進めば調理する必要がなくなりますので、その役割を終えた時点で閉鎖するということを記載しております。

以上です。

**○事務局** 以上で3章の未審議部分の事務局からの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

**○会長** ありがとうございました。

大きくは3点今ご指摘をいただいたと思います。これについて委員の皆様から先に意見書をいただいておりますので、資料7に皆さんからいただいたものがございまして、それを踏まえながらですけれども、もちろんここに書かれていないこと、お気づきの点があれば出していただければと思いますが、今3つありましたので、最初にプールについて皆さんからどういったお考えをお持ちかというところの意見

をいただければと思います。

それで、先ほどプールについての資料も説明資料3でしょうか、ご説明いただいていますので、それも踏まえながら皆さんのアイデア、お考え、ご意見を出していただければというふうに思います。順不同でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今日の狙いというんでしょうか、とても大きなテーマというか話題だと思うんですね。なかなか難しいですし、何より5年後に本当にプール指導ができる環境なのか、気候的にということも読めないというところもありますので、先ほど事務局のほうからご説明がありましたけれども、幾つかアイデアがある中でこれ1つに絞らましようということは、今日は必要ないかなと思っていますので、こういう方式だったらこういうメリットがあるけれども、こういうデメリットを検討しなきゃいけないんじゃないかとか、そういったところで意見を出していただいて、イメージとしてはどれか一つというよりはこの案とこの案の併用というような形になるのかなというのを個人的にはイメージを持っております。ということで、皆さんからこういう方式はどうかというご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○委員 事前に審議委員からの意見聴取というかご意見を募集していた中で、少し質問のようなものも出ていたと思います。我々審議委員が共通理解をするために、まずその質問に対しての回答を共有したほうがいいんじゃないかと思っております。

具体的には何人かの委員が出していた中で、教員の負担としての水質管理が結構負担になっているんじゃないかというような意見が出ていたと思いますけれども、それがどの程度のものなのかというところをなかなか学校現場にいない者にとっては分かりにくいので、ご案内をいただければと思います。3点ございます。今のが1点目。

2点目が市営プールの活用というところも何人かの委員が出されていたんですけども、平日の利用状況、それがどのくらいのものなのかというところを我々は認識しておいたほうがいいと思います。それが2点目です。

最後は今会長からもあったとおり、かなり暑い中で5年後はどうなるかというところはあるんですが、現状においてどのくらいプールの授業がやれているのか。今はシェードがついていない学校だと思いますけれども、その状況の中でどのくらい授業がやれているのかというところを分かっていたらご案内いただきたいと思います。

以上、3点です。

○会長 お願いいたします。

○事務局 今回の質問の中の教員の水質管理のことと現状の授業実施率のことについてお話ししたいと思います。

教員の水質管理は水泳のこの時期に大きな負担になります。特に体育主任というような教員が毎日というわけではないんですけれども、塩素を機械に入れたりとか、水の水位の管理をしたり、というのは低学年と高学年では水位の高さが全然違うわけですよ。水を抜いたりとか入れたりとかという管理もしております。学校によっては係によって担当があり、例えば水曜日は4年生担当とか、月曜日は何年生担当とかというふうにやっている場合もあるんですが、主にやっているのはやっぱり体育部、水泳担当というのがやっているというところになります。

その薬を入れていないとどうなるかということ、目が痛くなったりというような影響を及ぼしてしまうので、適正な基準があるんですね。その基準に合わせた管理を常にさせていただいて、30分に一度測っている。塩素の管理、水質の管理をやっているという現状がございます。それは別に体育主任が毎日やっているわけではなくて、授業をやっている際はその指導している中の一人がやっているという現状があって、プール日誌を毎日書いているというのが教員の負担になるかなと思っています。

現状の授業についてなんですけれども、今年は実は寒かったというか、天気にしてもなかったのが、実施率を考えると寒くても実施していたということのほうが多かったというのが現状です。小学校でいうと年間8時間から10時間実施すればいいだろうというような計画なのですが、1学期の実施校については、実施はできているという報告を受けているところでございます。

ただし、昨年度をちょっと思い出していただければいいのかなと思うんですけれども、昨年度はとても暑かったんですね。暑かったことによって、暑過ぎることによって結局プールに入れないという状況が何日かございました。10時間、8時間実施しなくてはいけない学年が全てできている学年もあれば、聞いたところによると年間6時間しかできなかったというような学年もあったというふうに聞いております。ただ、内容としては6時間でしっかりやり遂げているというところがあったので、取りあえず教育過程の指導課として管理しているところでは、その6時間で内容を確保したというのがあります。

ただ、天候によってやっぱり左右されるというのは先ほども会長から話があった

ように、今後どうなるのかという不安はあるのかなと思っています。

以上でございます。

○事務局 質問いただいた2点目の市営プールの利用状況について総合体育館のほうに問合せをさせていただいております。やはり7月から8月の平日は非常に利用が多いということで、1日平均500名を超えるような利用もあるというふうに伺っています。一方で4月など閑散期というところかというと、平日の利用はかなり抑えられていて、月でも150名程度、ただ、これとは別にそれぞれ事業がありますので、それ以外の個人利用という形になると思いますが、利用人数はぐっと減ってくるのかなというところになります。

あとは、これから建て替えていくので、新しいプールになるとまた利用者が増えるということも想定はされると思われます。実際はこのような状況となっております。

○会長 ご質問に関してはよろしいでしょうか。

教員の負担ということに関して、もし校長先生方のほうで補足があれば。

○委員 小学校の校長としてちょっと話をさせていただきたいと思います。

今、課長のほうからも説明がありましたけれども、気温によって塩素の蒸発率がものすごく変わるんです。ですから、1回機械を設定していても、毎日機械の設定は天候を見ながら変更しています。これは毎日やります。

それから、先ほど水位を変えるということなんですけれども、やはり夜例えば少し入れておこうとかというのが今はできないんですね。水を入れておくと近隣のやっぱりご迷惑になってしまうということがあって、できるだけ7時半を過ぎたらバルブを開けて水を入れるとか、それで、あまり入れ過ぎると今度は水圧が下がってしまうので、ご近隣にまたご迷惑がかかってしまうので、水圧を下げるとかというようなことも実は配慮しています。

それから、一応教員の勤務時間もあるので、できるだけ5時を過ぎないように水の調整というのはそこで終えようとするんですが、やっぱり排出とか注入というのは量が決まっていますから、なかなかそれが今厳しくなっています。

それから、先ほど塩素という話もありましたけれども、これは実は誰もができるものではなくて、あれは20リットルの大きなポリタンクで来るんですね。そうすると、やはり女性の先生方が持ち上げて、それを注入する、タンクに入れ替えるというのが、これが大変で、ですから、男性の教員が夏休みもずっと交代して入っているような現状が実はあったというふうなところです。見えないところで結構先生方

はやっていました。

ただ、塩素を例えば入れ忘れちゃったとか、急に気温が高くなって塩素がなくなってしまったというときには、実はプールに藻がすぐ生えてしまいます。藻が生えると、今度は全員教員が入って中の藻を取り除いていました。これは子どもたちとか保護者の方にはご存じない世界だと思うんですが、実はそうやってプール指導はやっている、これが現状です。

以上です。

○委員 今のところ私は四中なので、室内プールなので何もそういう苦勞をしてなくて申し訳ないです。経験上、今隣の委員が言っていましたけれども、塩素は本当に中学校なので体育の教員がやります。大体中学校なので男性の体育の教員が1人、女性の体育教員が1人、2人配置ですけれども、大体男性の教員が持ち上げて入れるんです、ポンプの中に。そうすると、塩素の液体だと飛び散るんです。そうすると、体育の教員はジャージなので、ジャージに穴が開いたり、それで駄目になると。あと、閉庁日はどうしても生徒も教員も入りませんので、そこで藻が生えて閉庁日明けに教員が入って藻を取るという作業がありました。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

本当にありがとうございます、頭が下がりますと。ただ、確認しなきゃいけないのは、先ほど最初に説明ありましたが、次期学習指導要領でも水泳はまだ入っている方向ですので、大変だからプールはやめましょうという審議は今できないというところです。ですので、いろいろ大変なところもあるけれども、どうやって子どもたちに水泳の時間を確保していくかということを考えなきゃいけないという現実がありますので、ちょっと先が読めない部分もありますけれども、どういう形でプールという施設を考えていくかというところでご意見をいただければというふうに思います。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○委員 1点、先ほどの話の続きで質問なんですが、シェードがあるとプールの管理とか何かプラスに働くメリット、要は水温を日差しから守るということはあると思うんですけれども、気温は変わらないですよ。ただ、室内ではないので、外なので、気温は変わらないんですが、シェードをすることによるメリットはどの程度見込まれているのかが分かれば、よりちょっとここにお話ししやすいかなと思っているので、分かる範囲で教えていただけるとうれしいです。

○会長 いかがでしょうか。シェードの効果ということかと思います。

○事務局 よろしいですか。

シェードの効果についてですが、これから設置するので、具体的な数字は持ち合わせていないのと、今想定しているシェードのメーカーもプールでのシェードの実績が多くあるわけではないと聞いています。ただ、先日豊島区でプールを覆う簡易的なシェードを二、三年かけて整備したというニュースが報じられていました。その中ではかなりの効果があるとされていました。ご質問に気温の差はないと言われていますが、実際はシェードにより直射日光を避けることで気温上昇の抑制に効果があると、豊島区さんの事例から考えています。

○会長 では、ちょっと先ほどの事務局のほうからご説明をいただきました資料3のほうを少し使いながら議論を進めていこうかなと思います。ただ、先ほど申し上げましたけれども、どれか1つ選びましょうというふうには考えておりませんので、委員の皆さんの意見が出やすいようにちょっと持っていきたいと思います。

資料3の6のところの可能性のある各方策の比較というところのご説明があったかと思います。1は自校設置ですので、各学校に設置する。だけれども、屋外でシェードはつけますというパターンが1つあります。

それから、2つ目には同じく各学校に設置するけれども、屋内で簡易温水にするというパターンですね。ただ、これはものすごく経費がかかるというところのご説明があったかと思います。

3つ目に拠点校、どこかの拠点校を作って、そこにほかの学校は通うというようなイメージのやり方、4つ目には拠点校方式と地域のプールを使うというパターンでしょうか。そして、5つ目には市営プールを使うというパターン、それから、6つ目には民間委託をするというパターン、それぞれメリット・デメリットというのはありましたし、事前に資料は委員の皆さん、目を通していただいていると思いますので、これをちょっときっかけにして、この辺からこういう方式がいいんじゃないかというような意見を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

ごめんなさい、見えなくてすみません。申し訳ありません。すみません、お願いします。

○委員 今の観点からいうと、私は基本的にプールを作らなくていいんじゃないかと思っているので、ここでいう5と6、結局民間委託だとした場合、できる学校、できない学校があると思うので、当然それでも振り分けるであつたり、あとは市民プールもさすがにちょっと境南小は遠いなと思うので、使えないだろうとか、各

学校ごとの状況によってこの辺はもう本当に市民プールも遠いし、民間委託もできないねとなるんだったら拠点校というような方式を取るとかというようなイメージでやればいいかなと思っています。

1点、すみません、ここに一切書いていなかった内容で質問というような形で意見書のほうに記載したんですけれども、防災という観点で、要はプールの水を防災で使うみたいな考えで防災計画を何か立てられているのかどうなのかというのがちょっと分かっていないです。もし立てられているんだとしたら、プールを作らないという選択肢を取った場合は、代わりに防火水槽を作りましようなのか、何かそんな案で全然代替は可能なんですという意味で、プールが防災の役割を今担っているのかどうなのか、計画上。担っているんだとしたら、なくすとなったときに代替案はしっかり出せるものなのかどうなのかというところをちょっとお伺いしたいです。

○会長 ありがとうございます。

今の点、いかがでしょうか。事務局のほうからご回答いただけますでしょうか。

○事務局 では、私のほうでお答えします。

先日この案件に関しては防災課にも確認を取らせていただきました。災害時の水源という意味でいうと、まずマンホールトイレを設置したときに、その汚水を流さなければいけない、その下水機能という意味で水が必要であるということになります。ただ、今改築校についてはこのプールとは別にピットを用意していて、そこに雨水をためるということをしています。このため、下水へ流すための水を確保しているというところがございます。

またもう一つ、消防水利という意味で火事があったときに火を消すための水という意味でいうと、学校敷地には防火水槽が地下に埋まっていて、そちらも100トン単位で水をためているという状況になるので、プールがなくなったとしても消防水利であるとか、あと汚水を流すための水という意味でいうと、確保は一応されているという形になります。ただし、それでもやっぱり足りなくなってしまうことはあり得ると思うので、プールの水があればそれは当然有効であるというような回答をもらっています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

今のご質問、回答でよろしいですか。

○委員 はい。大丈夫です。

○会長 ありがとうございます。

1つの意見として、学校には設置しないで市民プールですとか民間委託のみでいくというまずアイデアが1つです。

ほか、いかがでしょうか。お願いします。

○委員 私の場合は自校設置と拠点校設置でもいいのかなと思うんですけども、私も実はそもそもプール授業はそんなに必要と思っちゃうほうなので、なくても本当はいいかなと思って、それでちょこっと先生に言ったら一応授業で必要だからまだやるんですと言われて、プールをどうするといったら、実は私の地元は山梨なんですけれども、鳴沢村というところなんですけれども、その小学校はもともとプールが室内でも作られていたんですよ。だから、雨のときも風のときでも寒くても入れるようにはできていて、そういう私がイメージで東京に来たらまさかのそのまま外というのが私はすごいびっくりして、これで子どもたちが外で入って、今この暑さで逆に焼け過ぎて危ないんじゃないかというぐらいで心配というのもあったので、それに室内プールというか簡易的なビニールというか、日差しもよけ、そして、中も温かいという感じのプールを作ったらいいんじゃないかなというふうに思っていたのと、あと、六中のほうは多分屋上にたしかプールがあるんですけれども、実は今年まだプールの授業を1回もやっていないんですよ、たしか。私もびっくりして、9月にやるというふうに私は聞いて、多分それは学校で何かがあったのかちょっと私もよく分からないんですけれども、今1年生にいますが、まだ1回もプール授業をやっていないと。

さっき先生たちが言った、私も実は中学のほうで外でのプールがあったんですけれども、藻の掃除が大変というんですけれども、あれ実は私、中学校のときに掃除していたんですよ、生徒が。先生ではなく。それも何でかという、先生たちの授業の一環としてどういうプール掃除がどれぐらい大変かと。昭和なので、先生たちが楽をしたいというのもあったのかもしれないんですが、そのときの私のイメージはすごく楽しくて、これできれいになったその後のプールがすごく気持ちよかったです。それは今の子どもたちには無理だと思うんですけれども、でも、そういうので小学校でもそのときに多分ヤゴか何かありますよね。そういうのとかでも外だったら外なりにいろいろと生物的にあるんじゃないかなと勝手な私の、何が言いたいのかよく分からなくなってきたけれども、イメージだけれども、やはり今の子どもたちはプールの水泳授業というか水泳教室に行かれている子も多いとは思いますが、行っていない子どもたちがやっぱり水泳を教えるためには多分プール授業も必要ですし、あと、今川とか海でおぼれやすい子もすごく本当に多いので、例えば洋服

を着てどういう形でおぼれたら、おぼれにくくするための授業とかも多分今やっているかと思うので、そういうのにはやっぱり自校、拠点校とかに行ってしまうとまたそこからびしょびしょの状態はどう帰ってくるのかというのもいろいろあったりとかするだろうし、なので、作れるところは作って、作れなかったら拠点校、かといって、ほかに市営プールとか私は民間委託にあまり信用ないので、民間のほうで何か事件があったような気がちょっとあった。あと、そこでもプールのやはり低学年とか特に小学校高学年のその差で、多分民間とかでもその部分を作るのがちょっと大変というふうに前に聞いていたので、いろいろデメリットもあるのかなと思うので、私は拠点校なり自校なりでやっていったほうがいいかなとは思っています。

以上です。

○会長   ありがとうございました。

今のご発言の中にもあったと思うんですけども、学習指導要領に記載がある以上は確実に子どもたちがプールの水泳の授業を受けられる環境を担保する必要があるという理解は必要ですね。なので、そこを確実に担保するというのがまず1つ必要なことです。

ですので、ちょっとこれは私のイメージになるかもしれませんが、あくまで担保するという意味でいくと、一応自校にはプールを設置する。だけれども、多分学校によって状況が違うんじゃないかと思うんですよね。あと、これから改築が進んでいくのも一斉ではないので、そのときそのときで条件が違ってくるということも考えられるのではないかなと思うんですよね。なので、第一期の計画にもありましたけれども、自校設置という1つものがあり、でも、違う案としてここに出てくるのは拠点校だったりとか市民プールとか民間委託とか、そういう選択肢もありという考え方もあっていいんじゃないかなと思います。

ただ、ちょっとここで拠点校のイメージがあまり湧いていない部分もあるんですけども、拠点校方式というのを取った場合に実際拠点校以外の学校は拠点校に行かなきゃいけないということになります。先ほどのご説明ですと、小学校の場合は2時間続けて、中学校の場合は1時間というお話があったので、拠点校以外の学校がそこに行くということになると、多分時間がものすごく、実際プールに何分入れるのかということになるというようなイメージが私の中にはあるんですけども、ちょっと拠点校方式ということに関して、現場の校長先生方のほうからイメージがあればお出しいただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員   これも議論をしましたけれども、現実問題をちょっと考えると、例えば小

学校1年生の子が拠点の場所まで行きます。この暑さの中で行くとなると、体力的にとっても大変だなというのがあります。小学校は2時間ですけれども、中学校の場合は1時間になりますが、例えば中学校も時間割変更をして2時間になったときに、1時間授業をやりました。それから、移動で1時間取るといったときに、細かいことを言えば、2時間目の1時間の授業カウントは体育でカウントをするのかとか、何で授業カウントするかというのは出てくるので、ちょっとあまり向いていないのかなというのが意見としてあります。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

校長先生、いかがでしょうか。

○委員 拠点校方式なんですけれども、例えばバスで移動するにしても、武蔵野市の学校はバスを敷地内に止めておくことができないんですね、どこも。ですから、道路に止めておかなければいけなくて、例えば移動教室で移動しようかということ、道路にバスが止まっていますけれども、そうすると前後に用務員さんであるとか教員が立って道路の交通整理をしているんですね、しばらく。これが水泳指導のたびに起こるとなると、それは難しいなというふうにまず1つ思います。

それから、移動距離のことは先ほど校長先生のほうからも出ましたけれども、やはり暑い中を歩いていくんだということになると、移動距離の問題はすごく大きいなと思います。特に低学年です。歩くスピードも速いわけではないですし、時間もかかると思います。

それから、やはり水泳指導となると事故が一番心配で、すぐに対応しなければいけないんですけれども、校長として自分が管理している学校ではない学校で水泳指導が起こった場合の事故の対応ということを考えたときに緊急に対応しなければいけないので、やはり管理職はついていきます。水泳指導のたびに。ですから、校長か副校長か、必ずどちらかが拠点校に行って水泳指導をやっている間は安全管理をしますというようなことが実際に起こっています。そういうことがあるんです。ということで、いろんなことがあると思います。

○会長 ありがとうございます。良さそうに見えるんですけれども、実際にそれを運用しようと思うといろいろなものが出てくるということですね。

いかがでしょうか。委員の皆さん。

どうぞお願いします。

○委員 私は資料7の13番を提示させていただいているんですが、今現状の校長先

生方のお話、その他の資料等を確認したところ、拠点校方式ではなくあくまでも本校に設置をするシェード、今現状の天候で少しプラスの効果が見込めるであろう状況がある練馬区の事例を見てというところで、設置をしていくんだけれども、それでも難しい学校、これから建て替えをした場合に設置が難しいであろう学校について改めてそのタイミングでしっかりと協議をするという方向で考えるのが一番ベストではなかろうかというふうに私は今のお話を統合すると感じております。

ただ、1点、せっかく武蔵野市の中にこれから建て替えて市のプールといったところで、例えば1日貸し切ってみんなで行って全員でやるというような、私の田舎ではそういった時間があったんですね。中学校のプールにみんなで出向いて行って、全体で大会ではないですけども、プールの教室という形で外部の先生を招いてしっかりしたプール教室ということがあったので、そういう時間を設けることによって、それは時期をずらして、でも、年間では計画上時間が把握できる。外部とのセッションもでき、開かれた学校であるですとか、そういったいろんな要素を含めた考え方も1つ持っていていいんじゃないかなというふうに感じます。

以上です。

○会長   ありがとうございました。

いかがでしょうか、ほかに。

お願いします。

○委員   長い間お休みしてしまいまして、浦島太郎みたいで出てきたら何の話をしているのやらという感覚になっているんですが、このプールの件で私はまず1つ、このプール指導がどういう目標を持ってやっているのかというのがちょっと分からないんですね。泳げない子を泳げるようにしていくのか、年間10時間で人は泳げるようにならないんじゃないかと思うんですよね。そのあたりの教育目標をどう立てて達成させていくのかというのがちょっと今の私には分からないのと、もう一つ、プールで指導してほしい一番は先ほど委員が言われた洋服を着て水に入ったとき、どうなるかというその体験がやっぱりこれは大事だと思うんですが、泳げない子を泳げるようにできるんだろうかというのがとても今疑問に思っていますけれども、要領ではどうしろと言っているんでしょうか。

○会長   ありがとうございます。

これ事務局に振ってよろしいですか。お願いします。

○委員   もしそういう質問が出たらと思って、持ってきました。これが学習指導要領というものです。

1年生と2年生というのは水泳の授業というわけではないんですね。名前がちょっと違うんです。水遊びといいます。ですから、泳いで何m泳ぐとかではなくて水の中を移動する運動遊びであるとか潜るとか浮く運動なんです。ですから、水泳で泳いでいるイメージは1年生、2年生にはないです。潜ったり飛んだりしているイメージです。

三、四年生から初めて名前としては水泳運動となるんですけども、基本的には初歩の蹴伸びですとか、それから、潜る、浮く運動というのが出てきます。すみません、まだここでクロールとかという言葉はなかなか出てこないんですね。潜る、浮く運動です。

どういう運動をやるのかというと、プールの底にタッチしますとかプールの底をまたくぐりますという目標なんです。

○委員 三、四年生ですよ、今のお話は。

○委員 そうです。三、四年生です。

それから、五、六年生で今度は水泳運動になってくると、ここでクロールという名前が出てきます。それから、平泳ぎというのが出てきますから、ここでクロールと平泳ぎというのが出てくるんですが、別にすごく速く泳がなきゃいけないとかというわけではなく、25m程度を泳ぐといった形になりますから、かなり皆さん水泳に対してものすごく高いレベルのものを求められているんじゃないのかなと思うんですが、実際にはそれぐらいの水泳の指導にはなっています。

ですから、ちょっと予想としては意外だと思います。五、六年生で基本的には、大きな学校では6年生だと思いますけれども、着衣泳というものを水泳指導の最後の時間に行っています。全ての市内の小学校では行っていると思います。そういった形で行うと。この着衣泳についても一応学習指導要領に載っています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

校長先生、よろしいですか。

○委員 中学校は1年次から3年次まで全部4泳法、クロール、平泳ぎ、全部そういう文言が出ています。

○会長 ありがとうございます。何となくイメージをつくっていただけたかなと。お願いします。

○委員 基本的なことに戻るんですけども、以前、新聞記事で読んでいたことがあるんですけども、プールは当然泳げたほうがいいんですけども、最悪のケー

ス、座学でもいいというようなコメントというか記事が出ていたんですよ、最悪のケース。プール実体験じゃなくてというところをちょっと読んだんですが、それは本当なんですか。

○会長 ありがとうございます。

これは先生に振って大丈夫ですか。

○委員 では、お読みします。

こういうふうに書いてあります。水遊び及び水泳運動の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これらを取り扱わないことができるが、その心得については必ず取り上げることというふうに書いてあります。ですから、やらない場合もあるということになります。

○会長 ただ、最初から座学でいいですよということではないですよ。あくまで避難というか、致し方ないというのが前提ですよ。ありがとうございます。

ですので、学習指導要領を今回お持ちいただいて、一応イメージは持っていたかなと思うんですけども、先ほど申し上げましたが、学習指導要領にある以上はそれができる環境を確保するというのは必要なことだと思います。ただ、先生方の負担ですとかいろいろ考えていかなきゃいけないところがあると思います。

今日ちょっと多分結論は出ないかなと思うんですけども、取りあえず今日の出していただいた意見として、1つには絞れないということがまず1つあるかなと思います。ケース・バイ・ケースというところもあるのかなと思います。その中でチョイスとして、1つは全ての学校に作るけれども、ほかの代替案というのがまだ考えられる。それが市民プールを利用するか民間というのも本当にこれはケース・バイ・ケースになると思いますけれども、まだ排除はしない状態に今あるかなというぐらいというのが私の理解ですが、皆さんの理解もそんな感じでよろしいでしょうか。

副会長、短時間で申し訳ないんですけども、今の議論を聞いていただいて、専門家のお立場から何かアドバイスをいただければお願いいたします。

○副会長 ちょっと大きく3点、シェードの効果について先ほど多分委員からあったと思うんですけども、僕がシェードの効果を考えるときに大きく2つあって、1つは熱中症対策のために影をつくること、それから、めちゃくちゃプールサイドが熱くなるので、やっぱりやけどが一定発生しちゃうということで、プールサイドの温度をできるだけ下げるという意味で、その2つがシェードの効果としては文言として書いてもいいんじゃないかというのがあるんですけども、なかなか小学校

の中でまだ広がってはいないんですけれども、保育園が多分一番今突先にいて、保育園だと簡易のテントのシェードをかけて、その日陰の下でプールを開いて、そこで子どもたちが水遊びをするというのがあるんですけれども、保育園を思い描いていただくとシェードの効果が十分分かりやすいということがあるかなと思います。

ただ、シェードは稼働にするかずっと常設にするかでちょっとメンテナンス、あと、ワイヤー方式にするとちょっと機構が例えば10年以内の中で動かなくなってきたりとかちょっと不具合が起きたりするので、夏だけシェードを広げるのかどうかとか季節によってもあるんですけれども、そういうのがシェードとしては1つあるかなと思いました。

それから、僕が水泳の授業をなぜやるかという認識の一つなんですが、僕の勝手な意見なんですけれども、学校教育は全般やっぱりなかなか社会や家庭の中では無理に体験することのできないゼロの体験を1でも2でもするという場所が学校という場所だと思っているので、そうすると、やっぱり水をつけるのは怖いとか嫌だとかプールが嫌という思い出を持っている大人も一定いると思うんですけれども、例えば避難所体験をしている人と避難所体験をしたことがなくて今から未曾有の災害を受けて避難所体験する人では相当体力が違ってくるんです。つまり人間は1回でも体験しておくで大分その先が違うんですけれども、ゼロで体感したことがないと、いざ体感したときの落差というのがものすごいというのもあるので、やっぱりそういうなかなか体験を自力ではできないような機会がぽんと与えられるのが学校教育の一番いいところだと思っているので、そういう意味でプールというのは、なかなか家庭の事情もあって水体験ができない人にも均等にできるという意味では、プールの効果はあるなと勝手に思っています。

ちょっとすみません、幾つか、僕も会長と皆さんがおっしゃっているとおり、やっぱり自分の学校、自校でやるか市営を活用するか、場合によっては民間を使うか、ある程度何択かありながらそこで各学校によって選択肢を組み合わせていくんだろなということがあるので、今日議論されている内容というのはすごく妥当な、ものすごくクリアなご意見だったなというふうに伺っていました。

先ほど何人かの方がおっしゃっていましたけれども、地方だとプールが1個しかなくて、ほかの学校から拠点として寄ってくるというのはあるんですけれども、武蔵野市は15万人というそれなりに大きな規模のまちになってくるので、ちょっとハンドリングが学校ごとに変わってこざるを得ない、そういう難しいマネジメントがちょっと入ってくるなというのがあるんだなという感じで見ていただくといいんじ

やないかと思います。

最後、フィンランドという国があるんですね。あそこは小学校から中学校に上がる、卒業するときに200m泳げないと卒業できないんですよ。中学校になれないんですよ。何でかという、冬、氷の上を車でバーッと走ったときに、落ちたときに周りに誰もいないことが想定されるので、自力で生き残らなきゃならないというときに一応200m泳げなきゃならないというのが教育者要領にそれこそ入っています。という感じで水難事故の話をさっきされていましたが、やっぱりそういう一定水に触れておくという教育効果を考えると、プールというのは一定意味があるんだろうというふうにちょっと思いますという余談でした。

○会長 ありがとうございます。私は中学生になれないことが分かりました。それはちょっと無理です。

今回のこのプールに関しては一定程度ご意見を出していただいていると思うんですけども、もうちょっと審議が必要だと思いますので、継続審議にさせていただければと思います。ただ、ちょっと忘れないうちに拠点校方式ですね。拠点校ということに関して今ご説明がありましたけれども、やっぱり地方で拠点校にせざるを得ないというパターンと武蔵野市という場合で拠点校を考えたときに、先ほどの校長先生のご説明で学校側の負担がかなり大きいんじゃないかなということと、あと、私は一応校長経験者としてやっぱり安全、何かがあったときに自分の学校じゃないから動けないという状況はちょっと私としては避けたいなというふうに思ったんですが、今日結論は取りませんが、拠点校方式を積極的に採用すべきだというご意見、今の段階ではございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員 私は資料の9番に書いたんですけども、拠点校方式を私は今いいと思って聞いていたんですけども、校長先生お二人のお話を聞いていますと、なかなか厳しいものがあるなというのは理解しました。ですけども、プールを全校に本当に作らなきゃいけないかなという気もしまして、費用のことを考えて、回数と費用、それから、人の配分のことを考えますと、全部になくてもいいんじゃないかなというふうにも考えるんですよ。

だから、難しいかなと思いながらもいるんですけども、それから、さっき防災の話が出たんですけども、私は実際プールで火掛かりにしてプールの水を汲み上げて火を消したことがあります。ですので、本当に使えないことはないです。あればやっぱり便利だし、大きな火災が出まして大火砕流という形になりますと、とん

でもない水の量が要るんですよ。さっき100トンぐらいの話をされているんですけども、そんな水は全然足りないということになりますので、やっぱりあればあったで使う率がないことを願うんですけども、ありがたいなというふうに考えます。

○会長 ありがとうございます。

継続審議にさせていただきたいと思いますが、一応全校に作るということは1案だけでも、本当にそれが必要なというのはまだちょっと腑に落ちない部分もある。ただ、防災面とかを考えるとあったほうがいいのかなというところもあるという点が1つですね。

あと、多分その対案として拠点校方式というところはすごく課題が多そうだけれども、費用的なことを考えるとまだメリットはあるんじゃないのかなというところもある。それから、市民プールですとか民間活用というところに関して、これがスムーズにいけばとてもいいような気もしますが、特に民間に関して多分安定性というんでしょうか、継続性というところで多分課題もあるだろうというところでしょうか。そんなところを今日出していただいたかと思いますが、これは継続審議にさせていただいて、次回またさらに審議をしていくということにさせていただいてよろしいでしょうか。

今の私のまとめで抜けているところがあればご指摘いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

すみません、ちょっと今日だけではこの点に関して結論が出ないんですけども、次回また検討させていただければと思います。ありがとうございました。

では、ちょっとまだ今日やりたいことがありますので、先に進めさせていただきたいと思います。

続いて、第4章の審議のほうに移りたいと思いますので、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 すみません、先ほどプール、あと特別支援とその部分……

○会長 ごめんなさい。申し訳ありませんでした。プールで頭いっぱいになってしまいました。

すみません、あと2点ご説明いただいたことをすっかり忘れていました。もう一度資料に戻らせていただきたいと思います。資料2でよろしかったでしょうか。

きのところの校内別室というところのお話、それから、自己調理施設の整備というところで、これも皆さんから意見をいただいていたかなと思うんですけども、

この点に関してご意見等あればぜひ出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

意見の取りまとめのほうの下の後半のほうに意見を出していただいていたかと思います。特別な支援を要する児童への環境整備というところです。それから、給食施設です。これに関していかがでしょうか。

お願いいたします。

○委員 まず、先ほど順番としては先に学校の特別な環境ということでお話をいただいていたので、その順番でお話しさせていただくと、特別な支援を必要とする児童への教室をこれから大きく設けることが必要とはありつつも、それぞれの学校の大きさ、児童の人数によって多分設置の状況は変わってくるのかなというふうに感じています。そして、必ず設けるというよりはとにかく設けるということ、必ず設けるということをお大前提にその学校に合わせた形でお願いできればうれしいなというふうに感じています。

また、自校給食に関しましては、かなり災害時に今回関係してくるのかなというふうに感じているので、防災面、通常は学校の給食として活用しているけれども、今現状設置されている給食センターは災害時にそれを活用するということを想定していないように私はちょっと感じているので、そこが自校給食になった際には避難所に代わる小学校に給食設備があるということで、災害時に利用できる形を模索していただきたい。衛生面やいろんな問題があると思うので、子どもが災害時、今回熊本で被災されている場合の状況でいうと、真夏なので、そもそもなかなか自校でご飯を作ること自体も衛生面で考えると難しいと思うんですが、ただ、1.17の冬であればやっぱり温かいものを食べることでHPが上がって生存能力が上がるというふうに言われている中では、やはり一杯でいいからおみそ汁を飲みたいみたいなところを担保できないのかなということを給食今現状無償化していただいて、いろんな環境がある中で武蔵野市の給食を出してほしいとは全然思っていないんですが、災害時に何かしら形を整えることが、例えばここだけは区画として使えるよ、一部だけをエリア開放できるよですとかそういったところも含めてお考えいただければうれしいなというふうに思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

前半に関しては、各学校の状況に合わせて柔軟に使えるようにする必要があるんじゃないかというご提案、後半の給食施設に関しては、特に災害時を考えて活用で

きるというところが大事じゃないかというご意見だったかと思います。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

○委員 まず、前半の支援を必要とする生徒のための環境は先ほど委員と同じような感覚、やっぱり各学校全然違うと思いますし、あと、人数も違うと思うので、必ず必要というよりも、やはり必要な子たちには即応してもらおうというのと、また、その子その子たちの支援の部分で違ってくると思うので、特に今は中学不登校も多分多いと思う中で、またその支援が必要な子と不登校の子を一緒に教室にしてしまうという話が一時ちょっと出ていたときもあったんですけども、そうすると、不登校の子は不登校でやっぱりいろいろと理由があり、支援の子は支援の子であるので、そこで教室が1個しかないから一緒にしちゃおうというふうな考えを持たれてしまうよりは、やっぱりそこはそこでまたちょっと別にしてもらおうように、今後作るのであるならばしてもらいたいというのが1点。

また、自校についてなんですけれども、実は私栄養士の免許を持っているので、はっきり言って自校はすごく私はやってもらいたい。特に北町調理場とか桜堤調理場が悪いというわけではないんですけれども、やっぱり食育に関しては自校にいる子たちのほうが直接そこで、特に境南と桜野小がそうだと思うんですけれども、やっぱりその子たちが言うにはおいしいと。直接食べて、そこで出来立てを食べられてすごくおいしいというのが1点と、やはり自校のほうのお仕事をされている方たちだと直接子どもたちに触れ合えるんだと思うんですよ。私の学校も実は自校だったので、小学校が。なので、すぐ目の前に給食施設があって、前に調理場があって、そこでご飯をみんなで食べてというので、やっぱりそうすると給食施設にいらっしゃる方たちは子どもたちの笑顔を見ながら食べて、また、例えばおいしくないような料理というか、おいしいんだろうけれども、子どもがあまり好きじゃない料理が出ると、この料理は駄目だからもっと味を変えようねとか、やっぱり食育に関してはすごく大事。

だから、私はすごく自校はやってもらいたいなと思うのと、あと、災害についても本当に自校ですと、その場ですぐ何か作れたりとか多分できますし、特に今回熊本で思ったのは、10年前も同じようにあったのに全然設備は変わっていなかった。やはり小学校とかでも災害時そこにいたのに、全然クーラー設置がされていないとかやっぱりそういうのを聞くと、そういう部分を考えると、新しく作るのであるならば、中学、小学校も全て災害も考えながら作ってってもらいたいなというのは思いました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

前半に関して確認ですけれども、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のための環境整備が要りませんということではないですよ。ただ、ちょっとこの書き方だけだと何か固定化されてしまっているような受け止めがされてしまうのかなというふうに思いました。なので、内容よりも書き方として学校の状況に応じて柔軟に対応できるというニュアンスが伝わるといいのかなと思いました。

それから、後半の自己調理施設に関しては、反対という意見はあまりないんじゃないかなと思いますが、やはり皆さん防災というところの観点はすごく大きいのかなというふうに思います。ただ、これは今小学校のみですよ。記載は小学校ということの確認でよろしかったですよ。

○事務局 はい。小学校のみ、中学校は基本的に桜堤調理場が令和3年に建ったばかりですので、そこでやると。委員がおっしゃったとおり、やはり年齢によって食育は非常に大事なので、小学校はあくまで近くにいるというところ、そこは大事にしたいなと思っています。

○会長 ありがとうございます。今回は小学校というところで書かれているということでした。

これ以外に何かご発言。お願いいたします。

○委員 自校調理なんですけれども、ここで発災した場合の調理場の使い方についてちょっと外れるかもしれませんが、提案だけしておきます。

あそこにある機械というのはプロの機械なんですよ。作るとなると、我々が避難所運営の組織の人間は民間人がほとんどで、その器具を動かすことが多分できないと思います。知識がありませんし、それから、衛生面のことも考えると余計難しくなるかと思うんですけれども、その場合には今の段階でもそこにいる職員の方を発災時には優先的に回していただくようなことを先に考えておいていただきたいと思いますという提案です。

○会長 ありがとうございます。

施設の中身というよりも、それが実際に災害とか起こった場合にどうやって活用するのかというところも用意をしておく必要はあるというアドバイスをいただいたのかなと思います。ありがとうございます。

では、恐らくこれ以外ということはなかなか難しいと思いますので、この2点に関してはこの辺にさせていただきたいというふうに思います。

大変失礼いたしました。飛ばしてしまって申し訳ありませんでした。

それでは、4章のほうに審議を移らせていただきたいと思います。事務局からのご説明をお願いいたします。

○事務局 では、4章のほうを進めていきますが、ちょっと今議論のあった調理室の災害時の開放ということで、今後4章でもちょっと関係するんですけども、調理室は先ほど意見があったように専門性の高い設備なので、専門の方でないと動かせない。それに対して今考えているのは、中学校も小学校も家庭科室を1階に設けて、災害時の炊き出しはそこを活用する、そういう想定で改築のほうは進めています。それでは、引き続き4章の説明をしていきます。

時間もないのでポイントだけ中心に説明していきたいと思います。皆さん、資料はよろしいですか。

4章のほう、まず計画・設計の具体的事項について説明です。

まず、(2)の校舎諸室面積基準の見直しについてです。校舎諸室面積基準については、一期の計画から大きく3点について変更しています。まず、1つ目としましては、諸室面積基準で示すコマ数について、従来小学校では68㎡、中学校は76㎡と異なった1コマを小中学校ともに64㎡に統一する。その上で小学校ではオープンスペース、中学校ではロッカースペースを別途算定するということをまず変更点として挙げています。

2点目、それに伴って床面積の縮減です。管理諸室については、普通教室を1コマ64㎡を基準として、コマ数を算定することにより、小学校・中学校の基準を統一し、床面積を縮減できるというのが2つ目の変更点です。

あと3つ目は、今度は教育環境の充実ということで何点か追加しています。例えば小学校ではオープンスペースを新たに確保するですとか、中学校では多目的室2室を学年コモンズ3室に拡充するですとか、小学校・中学校で共通して言えるのが先ほども若干あった校内別室であったりクールダウンスペースを新たに設けていきますということで、次のページをお願いします。

ここからまた詳細な説明になっていきます。まず、普通教室の面積基準です。下の絵を見ていただくとイメージが分かると思うんですが、ちょっと重複しますが、一期では1教室8mから8.5m、68㎡になるんですけども、これを今回8m×8mの64㎡のコマ数に変える、コンパクト化していきます。さらに、オープンスペースというのを隣に併設していくということをまず大きな変更点として挙げています。

また、習熟度別学習室につきましては、各校2室配置いたします。こちらについ

ては、将来的な一時的な学級数の増加あるいは児童数の増加にも対応できるよう、普通教室と同様の仕様で整備いたします。また、隣接するオープンスペースについても同様に確保することで、必要に応じた普通教室への転用を可能とする設計で考えています。

次のページをお願いします。

今度は中学校の普通教室です。これも今説明したことに似ていますが、中学校に関しては、一期に関しては1教室8mから9.5m、面積でいうと76㎡を1つのコマとして考えていたんですが、今回は小学校と同じ8m×8mの64㎡を1コマとしていき、ロッカースペースというのを新たにその隣に確保する。だから、実質ロッカースペースと教室を合わせれば一期と同じ教室の大きさを確保するという内容を変更内容としています。

次のページをお願いします。

ここからが校舎諸室の面積基準、具体的なコマ数、どの部屋がどれぐらいのコマ数を確保していくか、そういった表になっていきます。

先ほど説明したとおり、例えばオープンスペースについては、基本は0.5コマを基本としますが、学校の状況に応じて0.25から0.5コマの範囲で確保していくということを追加しています。また、クールダウンスペースを新設していきますが、こちらもしっかりコマ数を確保していく。あと、特別教室です。こちらに関しては当初具体的に書かれていなかったんですが、いろいろヒアリングした中で、理科室、音楽室、図工室については原則各2室設けるということで具体的に基準を明記しました。

次のページをお願いします。

共用部の部分についてですけれども、もともと小学校のオープンスペースは別枠で面積を算定することに伴い、廊下や階段などの共用部分についてはこれまでの延べ床面積全体の40%を見込んでいたんですが、これを35%に引き下げて面積の縮減を図っていきます。

次のページをお願いします。

ここからは中学校のコマ数です。まず、ロッカースペースを新たに追加しています。大きさは約0.5コマを確保することで、普通教室の面積は、一期と面積は変わらない形に整理しています。

また、学年コモンズは、各学年に1部屋、全部で3室設けることを具体的に明記しています。

次のページをお願いします。

共用部については小学校と同様です。共用部40%を35%まで引き下げています。

8ページをお願いします。

2、施設の配置と整備方針の（1）共通事項についてです。まず、学校の適正規模について記載しています。これはこれまでの審議会の議論を踏まえて、本計画における学校の適正規模については12学級から18学級、こちらを明記させていただいています。12学級未満となることが想定される場合、対策を検討していくことも明記させていただきました。

次のページをお願いします。

ここからは部屋別の個別事項についてになります。例えば普通教室については、開放的でゆとりのある学習空間とするために、できるだけ天井高を確保していただくか、多様な学習形態への対応や感染症対策の観点から、原則として廊下側は稼働間仕切りとするということを明記しています。また、オープンスペースについてはなるべく死角が生じないように、普通教室から見通しやすい配置にするとか、また、クールダウンスペースについては周囲からの視線を遮ることのできる独立した囲われた空間にするといった記載を追加しています。

次のページをお願いします。

こちらは、例えば学校図書館については、小学校には低学年の児童が利用する読み聞かせスペース、中学校には個人学習に対応した学習スペースを整備することを記載しております。

次のページをお願いします。

大会議室については災害時の防災本部として使用することを想定し、地域や外部機関との連携がスムーズに行えるよう屋外から直接出入りできる、そういった配置にします。

次のページをお願いします。

不登校傾向のある児童生徒などの居場所となる校内別室、こちらを新たに追加しています。あと、こどもクラブの管理スペースについては、安全な運営と機能の充実を図るため、事務室、静養室兼更衣室、ミニキッチンを設置するといった具体的なことも明記しています。

次のページをお願いします。

校庭整備については、例えば校庭から直接アクセスしやすい位置に屋外トイレを設置するですとか、校庭のどこからでも見やすい位置に時計を設置するといった具体的なことを記載しています。

あと、最後に今回この章と先日議論した3章の部分について一部重複している部分があるので、こちらについては再度精査して、次回の中で再度整理したものをお示ししたいと考えております。

4章の説明は以上になります。

○会長 ありがとうございます。

専門的な内容が多く含まれておりますので、先に副会長のご意見を最初に伺ってもよろしいでしょうか。

○副会長 ありがとうございます。

おおむね多分ちょっと読み取り方が難しかったりと思うので、ご質問いただきながらお答えするという形もいいかなと思っていたんですけども、クールダウンスペースに関しては、すみません、ちょっと資料が戻っちゃうんですけども、資料2のほうにページ7とかにも実はクールダウンスペースとわざわざそういう場所を作って、そこに何か押し込めるような感じというよりは、教室の周りにもちゃんとそういう可能性を残していますよというふうにイメージの中で書いていただいていますし、それから、クールダウンスペースは実は少人数学習にも使えるとか、意外とそういう部屋があると先生の運用でいろんなふうに見えるという意味でも実はクールダウンスペース以外に使い勝手のいい部屋にもなるので、そういう文言も入れられるといいかなと思ってちょっと伺っています。何とかざっとそういう印象なんです。

○会長 ありがとうございます。

委員の皆様から今の4章の内容についてご質問等ございますでしょうか。気になったところとかがあれば。

○副会長 すみません、1つだけちょっと追加で。

さっきの避難所、自校調理と施設のところで、もし防災、避難所モードになったときに炊き出しというか食事の拠点になるのがまずは体育館をいろんな人たちの生活の中心場所と置いたときに、そのそばに例えば先ほどご説明あったみたいに家庭科室があったり、それから、屋外のひさしのあるところが炊き出しの場所になったり、それから、調理室も含めてということになるので、それは一応文科省側もそういった事例を出していたりして、これからの学校というのはやっぱりプロポーザルの要綱も読んでいただくと分かるんですけども、ただただ学習の場所というよりは、実際防災モードになったときにはこういうふうにちゃんと部屋同士が機能し合いますよということも計画に盛り込みなさいというふうに作っていくことが日本国

内のスタンダードになっているので、その辺はちょっと安心していただけるかなとは思っています。

○会長 ありがとうございます。

それが先ほどの例えば家庭科室を1階に設けるとか、それも今の計画段階から考えて、計画に盛り込んでいますよというところの理解でよろしいんですよね。ありがとうございます。

それ以外、委員の皆様から。すみません、お願いします。

○委員 副会長、もし見識があったら教えていただきたいんですけれども、今この中では教員の休憩スペースを職員室の中という前提になっていると思うんですね。先生方にとってそれが本当に休めるスペースになるのかなと思うんですね。働いている先生がいて、どこか一角でパーティションか何かであれするんでしょうけれども、むしろ職員室から出たところにあつたほうが休憩できるのか、そのあたり、現場の校長先生の考えもあると思うんですけれども、どちらのほうはやりというのか、今風なのかというところが分かれば教えていただきたいです。

○副会長 校長先生お二人のご意見が一番最重要だとは思いますが、いろいろ見させていただいているというか、お付き合いしている中では、3種類ですね。1つは今言っていたように職員室の中にぱっと集まれるグループで打合せができる場所以外に、あまり人からの視線にさらされないソファがあつたり、それから、キッチンがあつたり、コーヒーが飲めたり、あまり子どもたちの目にさらされない場所を作るというのが、それが職員室の中というのはまず一択として、動きとしてはやっぱりそれが主になってきているというのは、まさにおっしゃるとおりです。

それ以外にちょっと話はずれるんですけれども、やっぱりもし先生方の打合せする姿も含めて子どもたちの安全管理を同時にするというのであれば、職員室の一步外出たところにそういうグループの先生方で打合せできたり、子どもと少しだけ打合せできるような、例えば中学校とかはあるんですけれども、職員室の外にもそういう打合せのできる場所があると結構重宝されるというのが2つ目です。

3つ目がちょっとすみません、僕漏らしたかもしれないんですけれども、意外と先生方は会議室、大きな会議室もそうですし、小さな会議室とか、あと先生方だけで小グループで打合せをしたい場合も含めて、意外と会議室を幾つかほしいというふうにご要望される方が多いので、それらを併用しながら先生がその都度場所を見つけていらっしゃるというふうに動かれるんじゃないかというふうに思っているん

ですけれども、先生方、校長先生お二人はいかがでしょうか。

○委員 本校は職員室に休憩スペースを設けました。ちょうど片付けの資格を持っている教員がいて、昨年度はよくやってくれて、職員室が1つ、あと、職員室の横の別の部屋にも1室ソファを設けて休憩室を作りましたけれども、つまり2室ありますが、大体教員は職員室のほうを使っています。つまり立ったまま、1台のパソコンを持ちながら相談したり、ちょっとこれは私が自費で横に茶菓子とかも置いているんですけれども、食べながらゆったりよくして、たまに職員室に行くと、その光景を見るととてもうれしいんですけれども、別室の休憩室のほうはあまり使っていないですね、教員は見ていて。そういう今ちょっとおっしゃったとおりの現象が出ています。

○委員 小学校のほうでは必ず毎年妊婦さんがいらっしゃるんです。その先生方が休める場所がなくて、職員室ではなくて、子どもではなくて、例えば更衣室とかにソファを置いたり、ちょっと保健室で使えるような椅子を置いたりはしていますが、冷暖房がないんです、基本的に。ですから、休む場所というか、そういうところがないんです。

だから、そういう先生方をどうしてあげようかなというのがいつもで、校長室に入れて、校長室を閉めておくというような形で、1時間ぐらい休んだら復活できることも多いですし、そういうことで対応しています。そういったスペースが本当はあるといいなというのをいつも考えているところです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

いつも現職教員とやっていますけれども、会議、打合せをするスペースすらないから、大体そういうときは校長室を借りて、校長室で先生方がミーティングをやるとかというのはよくある話ですよ。

だから、申し上げたいのは、そういう設計になっていないということですよね、今の校舎は。だから、やっぱり先生方が働きやすい環境というのを計画段階で盛り込んでいかないと、本当に無理無理職員室で。多いですよ、校長先生がお菓子を買ってきてさって、ちょっとしたスペースを。でも、そのちょっとしたスペースを生み出すことすら先生方はものすごい大変という状況の中で働いていらっしゃるというのは日々感じているので、こうした議論もぜひこういう計画に盛り込んでいただいて、働きやすくというところが間違いなく子どもたちの教育というところにつながるという観点は失いたくないなと思います。

ほかに委員の皆様からご質問とかございますでしょうか。

どうぞお願いします。

○委員 すみません。

1点教えてください。小学校の教室と中学校の教室が同じ平方で区切られましたよね。今1コマというふうにおっしゃったんですけれども、これは中学校の体の大きさと小学校の体の大きさは違うと思うんですけれども、足りているもの、もしくは35人という中で子どもは窮屈に感じないものなのかなと。ロッカー室を必要とすることはとても五中を見たときに感じたんですが、そのために教室そのもののスペースを小さくする、ラーニングコモンズなどの設計があるからというふうなところも含めて考えながら、ただ、今の日本のお勉強といいますか、教育観点からいうと、教室でやることのほうが圧倒的にまだまだ多い中で、これからそれが教育過程を変えていく中で、先生たちが学んで教室以外のところでやるから教室は少しぐらい狭くても大丈夫ですよというものなのかというところがちょっと分かりづらかったので、教えていただけたらと思います。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 基本的に35人学級になっていますので、8 m、8 mの大きさで中学校の生徒さんが並んでも十分確保できる大きさだとは思っていますが、その部分とは別にロッカースペースも確保しているので、実質教室の大きさは8 m×9.5m、要は従来どおりの面積は確保していますので、十分に教室面積が確保されていると考えています。

ただ、ここでやりたかったのは、教室の大きさは実際は一期と変わっていないが、そのほかの諸室、例えば校長室の大きさ0.5コマに対して、従来の計画だと小学校が68㎡、中学校は76㎡を1コマの基準にしているため、中学校の0.5コマと小学校の0.5コマでは大きさが変わってくることになります。要は教室以外の部分の諸室の面積をある意味統一するというのが今回の基準の趣旨なので、教室自体の必要面積は一期と変わっていないので、その中で個別の中で具体的な大きさは決めていきたいというふうに考えています。

○委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○会長 よろしいですか。ありがとうございます。

では、今ご意見とか質問を出していただいたと思うんですけれども、その辺が分かるようにというんでしょうか、必要な加筆とか修正があれば反映をさせていただければ。

ごめんなさい、すみません。

○委員 ちょっと細かいことなんですけれども、今議論しているのは12から18クラスということなんですけれども、基本的に。これは私前からちょっと言っているんですけれども、東京都内で18クラスの学校というのは10%に満たないということをちょっと聞いたんですけれども、11から18になるとどのくらいの数字が、ちょっとこれは今日ではなくていいので、教えていただきたいと思います。

○会長 11から18。

○委員 12から18。

○会長 シミュレートしてみたいということでしょうか。

○委員 前のパブリックコメントか何かに出ていたんですけれども、18クラスは10%にたしか満たなかった数字だったんですよ。12から18とした場合、それがもうちょっと多くなるはずなので、その辺をちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○事務局 意見書のところに記載があったので、こちらのほうでも調べられるところは調べさせていただきました。令和7年度の公立学校統計調査というものを東京都のほうで実施していて、その中学校のところで数字が出ていたのでご紹介をさせていただきます。

そこには、中学校の学校数が599校と載っている中で12から18学級に当てはまる、普通学級で12から18学級というところになります。それが255校となっておりますので、全体としては大体43%くらいがこの12から18学級というところの枠の中に入ってくる割合になっています。

以上です。

○会長 よろしいでしょうか、ご回答としては。ありがとうございます。

では、今の第4章に関しましては一旦これで……。ごめんなさい。

○委員 すみません、4章の8ページなんですけれども、ちょっと課題意識が1点ありまして、共通事項の表の中の2行目ですが、標準的な仕様・コストの中の2つ目のボツのところなんですけれども、「施設の面積は、本計画の諸室面積基準による面積を上限とする」というふうに書いてあって、実際に多分一中、五中のときにこの上限というのは守られていなかった部分があったと思います。ここは「上限とする」とはっきり書かれているにもかかわらず、これが守られていなかったというところがありました。計画上の数値なので、何が何でもこれを守らなくちゃいけないというわけではないんですけれども、一定こちらはやはり規範性を高めるために、

もしこの上限を超える場合にはその内容とか必要性について十分検討して、それを明らかにする必要があるというような、そのような文言がここに加わるというのかなというのが意見でございます。

○会長 ありがとうございます。

本来記載されているのに、それが理由もなく守られていないということでしょうか。そういうことが多かったということですが、ご意見があればお願いいたします。

○事務局 今、委員おっしゃるとおりで、計画段階でいろいろ議論を重ねていくと、面積は比較的増えていく傾向になります。特に一中、五中は初めての改築校であったこともあり、当時は何も見えていない中で計画づくりが始まった中で、様々な議論を積み上げた結果、若干面積が当初より超えたと認識しております。今一定程度つくるものが見えてきている中で、設計を進めていた当時はここまで建設費の高騰は見られていなかったが、現状の建設費の高騰を踏まえると、少しの面積増でもコストに大きく影響してくるので、委員のおっしゃるとおり面積が増える場合はその必要性もしっかり説明することを計画に明記することを検討したいと考えます。

○会長 ありがとうございます。いずれにしても、エビデンスがない以上、説明責任を果たせないということは間違いないと思います。

すみません、お時間をちょっと。お願いします。

○委員 すみません、時間のないところ。

一番最後のページ、17ページのところに建築上の制限の記載があって、16ページから続けて見ないとあれなんですけれども、2行目のところが二小になっているんですね。17ページの2行目のところが。かなりここにもう一度建て直しをする場合の解決しなきゃいけない課題というのが様々挙げられている、もともと二小は敷地が狭い中で、敷地内に段差もあるというところがあったと思うんです。

この審議会の中では二中、六中を再編してということになると、六中が空くわけですよ。六中が空いたところに二小を移転させるという話もかつての計画の中では記載があったんですね。ただ、なかなかこの審議会の中であと残すところ2回という中で、その議論を深めるのは難しいんだろうなとは思っているんですが、この二小を二小の敷地で改めて改築するとなった場合に本当に可能なのかというところ、そこを少し事務局として把握しているものがあればご紹介していただけないでしょうか。

○会長 よろしいでしょうか。

○事務局 まず、先ほどの4章の説明で14ページから17ページの説明が抜けていた

ので、特に16、17ページの表の説明からさせていただきます。この表はこれから作る学校の想定している必要規模を示したものになっています。17ページの上、必要施設規模というところを見ていただくと、必要施設規模の延べ床面積、例えば一小でいうと8,156㎡になるんですけども、二小でいうと9,940㎡、これが先ほど説明したコマ数を積み上げて出した学校の面積になっています。

先ほど委員からあったように、この表に書かれている必要施設規模の面積を上限に、各学校の個別の計画の中で実際の学校規模を検討していくというのがこの表の取り扱いになります。また、その隣の計算上の余裕面積が何を示すかといいますと、必要規模に対して敷地として建てられる規模が決まってきます。それを差し引いたときにここの数がプラスになっていれば、敷地にまだ余裕があることを意味し、また、マイナスであれば、この基準での学校規模は作れないということになります。そうして見ていただくと、大半の学校は現在の敷地にこの基準で学校が作れるのですが、二小は延べ床面積の部分がマイナス2,000㎡になっており、この基準で学校を作ると2,000㎡ほど足りない校舎になってしまうことになります。

また、二小の敷地に関しては面積だけでなく、高低差、敷地不整形という課題も追記しています。二小の敷地は高低差があることによって、建物の建て方にかなり制限が出てくるということで、二小は建築条件が非常に厳しいということが分かります。

ただ、設計の工夫でこの部分というのはある程度対応できると考えていますので、この敷地に学校が建てられないわけではないです。ただ、当然制限があるので、面積においてウエイトを占めている学童や調理室を外出しにするといった議論も含め、今後検討する必要があると考えています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○委員 なかなかこの表からそれを読み取る、よく見れば分かると思うんですけども、なかなか困難だと思うので、ちょっと少し文書化して二小で建て替えることの困難性というところは何かしら審議会の中で残したほうがいいと思います。その際、六中跡地の検討というところまでこの審議会の中では深められなかったもので、それをやるんだというところまでは書けないと思うんですけども、一つの可能性としてはありだと思いますので、そのあたりをどこまで書くかというのは次回の答申案の中でまた示していただけたらと思います。

○事務局　そうですね。二小の課題について、この表だけでなく、もう少し分かりやすい記載の仕方を工夫したいと思います。

○会長　ありがとうございました。

では、必要な加筆等をしていただければというふうに思います。

すみません、お時間があと5分なんですが、いきますか。

○事務局　そうですね。5章、6章の説明についてはやらせていただきたいです。

○会長　では、説明のところだけ。大変申し訳ありません。私の進行が悪くてお時間がちょっと足りなくなってきたしまっているんですけども、第5章の説明のところをお願いいたします。

○事務局　それでは、5章、6章の説明です。こちらポイントを絞って説明をしていきたいと思います。

まず、5章の1ページを見ていただきたいと思います。

（2）学校施設の機能・性能の維持・向上についてです。こちらに関しては、時代の変化に対応した学校施設への機能的な更新について、長寿命化改修だけではいずれ対応が困難になるというふうに記載しています。また、本市の学校施設は既に全校が長寿命化改修の一つの目安とされる築45年を超え、大半の学校が築50年を経過しています。こうした状況を踏まえ、財政的な効果も勘案して第一期計画と同様に、基本的には築60年を目安に改築を進めていくということを具体的に明記しています。

続きまして、3ページをお願いします。

3ページの図表21をご覧ください。こちらは今言った長寿命化改修では困難な機能的更新ということで、教育効果、ゾーニング、バリアフリー、法適合、こちらはもともと書かれていたんですが、さらに防災機能を追記しています。昨今の地震や風水害等を踏まえて、やはり防災機能の強化あるいは施設の強靱化というのが強く求められているということをこちらは追記しております。

続きまして、4ページ、5ページに関しては、劣化調査の方法及び調査結果について記載しています。

5ページのほうでいいますと、第一期計画では耐震性能、コンクリート強度、コンクリートの中性化、鉄骨の劣化調査、そして、屋根や外壁、電気、機械設備などの構造躯体以外の部位、この5つの項目で建物の劣化調査をして、判定的には問題ないという判定になっています。

今回、二期計画ではこのうちの劣化状況の経過観察が求められるコンクリートの

中性化、鉄骨の劣化調査、あと、屋根や外壁、電気、機械設備などの構造躯体以外の部位、この3つの項目での再調査を行っています。コンクリートの中性化と鉄骨の劣化については問題ないという確認をしています。また、屋根や外壁、電気、機械設備などの構造躯体以外の部位については、前回の調査以降、一部の学校で早急に対応の必要があるという部位がありましたが、こちらは改修工事を実施していますので、結果的に現状は問題ないというふうに考えております。

次のページとその次のページ、3ページに及んでここは劣化の調査の結果を表した表になっております。

9ページをお願いします。

まず、2、整備スケジュールの(1)改築順序の基本的な考え方になります。ポイントとしては2点ございます。1点目は施設の建築年数を基本とし、建物の劣化状況なども総合的に考慮した上で改築順序を決定していきます。2点目は、学校運営や財政への影響を抑えるため、工事が集中しないよう年度ごとに調整を行うこととしています。こういったものを明記しています。

あと、(2)学校グループ分けの見直し、こちらは大きなポイントになるんですが、もともと第一期計画では全16校を2つのグループに分けていました。この下の表のように分けていたんですが、今回はそこを再編して、第1グループは既に改築が終わった五中、一中、五小、井之小をまず第1グループにしています。第2グループ、これから改築する学校については、もともと入っていた二小、境南小、あと、今後二中、六中の統合校を配置するとともに、さらに築年数の古い第一小学校、あと、先ほどもあった北町調理場の閉鎖に伴って関係する大野田の体育館、こちらを新たに第2グループにしています。第3グループはそれ以外の残りの学校というグループ分けを再度こちらは見直しています。

次のページをお願いします。

具体的な改築スケジュールについては、次回9回の審議会で皆様にお示ししたいと思っております。

次のページ、こちらにも事業費のことを記載する予定になっていますが、こちらについても次回お示ししたいと思っています。

6章になります。6章のほうもポイントだけを説明していきます。

まず、6章の下の方です。整備の事業手法について、この事業手法の選定に当たっては、武蔵野市の公民連携に関する運用ガイドラインに基づき検討を行っています。このガイドラインは、民間活力を導入することにより市民サービスの向上

と財政負担の軽減を図ることを目的としています。

今回、学校改築事業についてはこのガイドラインに定める優先的検討規定の対象となっています。この優先的検討規定は一定規模以上の事業を実施する際に従来型の事業手法に先立ち、PPPやPFIなどの民間活力を活用した事業手法の導入可能性を優先的に検討するものです。この規定に基づき、今回の学校改築事業では工期短縮等の期待できるDB方式、いわゆる設計・施工一括方式を優先的に検討することにします。ただし、事前の市場調査の結果、複数の事業者による参画が見込めない場合は従来方式、分離発注の方式を採用するということを明記しているところです。

次のページをお願いします。

(2)の工程期間です。こちらのほうを見直しています。もともと一期計画では約5年で1つの事業を進めているということにしていたんですが、実際例えば実施設計のところでもともと当初1年で見ていたんですが、実際は1年以上かかる。あと、契約手続という期間も一定程度必要だとか、あと、新校舎竣工後ももし仮設校舎が敷地内にあった場合は二期工事というのが発生しますので、そういった実態に合った形の工程の見直しをしています。

最後、3ページをお願いします。

主な変箇所としましては、三期に分けるという部分は変わっていないんですが、一期の計画では令和2年から令和9年度の8年間で、二期の計画は令和9年から令和17年度までの9年間として計画を位置づけています。次回の改定時期は令和16年度というふうに具体的にこちらに記載をしています。

6章の説明は以上になります。

**○事務局** すみません補足で、6章の4ページのところには総括・まとめというところを入れております。これまでの8回の審議会で審議いただってきた内容を少しまとめた形で記載させていただいております。本日はお時間がございませんので、各自お読みいただいて、何かございましたらご意見をいただければというふうに思っております。

説明は以上となります。

**○会長** ありがとうございました。

5章、6章をご説明いただきましたが、何か委員の皆様からご質問ですとかご指摘ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

副会長、もしよろしければ何かお気づきの点等あればご指摘ください。

○副会長 おおむねすごく妥当に書かれていますし、例えば資料6の2ページの工期も含め、通常5年で建つことが多い中で少し余裕を持っていたり基本構想が入っていたり、武蔵野ならではのやり方が書かれていたりするので、それもいいなと思って拝見しています。

○会長 ありがとうございます。

そのほか委員の皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今日いろいろ話をさせていただきましたが、次回も引き続き検討できるところはあるという理解でよろしいですね。

○事務局 一応これで第1章から第6章まで審議をいただいたという形となるので、次回は答申案という形で1章から6章までまとめた形の資料を次は作っていききたいというふうに思っております。

ただ一方で、プールの議論などまだ終わっていない部分がございますので、そこは引き続き第9回でやっていただければと思っております。

○会長 ありがとうございます。

では、次回、1章から全部ということですね。全体を見ていただくというプロセスがあるということと、あと、積み残しのプールのところもまだ審議し切れていませんので、そのあたりを詰めていくという形にしたいと思いますので、事務局のほうではご準備のほうをよろしくお願いいたします。

すみません、ちょっと時間を超過しております。申し訳ございません。

---

### ◎その他

○会長 続きまして、次第の3、その他に移りたいと思います。事務局のほう、よろしくお願いいたします。

○事務局 本日も長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

今回、第3章から第6章までご審議をいただいた内容、また、記載に追加する内容がございましたら、それも含めて追加をした形で次回更新させていただいたものを資料とさせていただこうと思っております。

最後に事務局から3点ほど事務連絡がございます。

1点目、次回の日程になりますが、次回の審議会は10月5日月曜日の午後5時から午後7時まで、市役所の811会議室で行います。

続きまして、２点目、会議録についてです。会議録はでき次第、皆様からいただいた連絡先にＥメールでお送りいたします。その時点では委員のお名前を入れておきますので、内容のご確認をお願いいたします。その後、委員の皆様の名前を削除した形で市のホームページに公表させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に３点目になります。この会議に関しまして何かございましたら、教育部教育企画課までお問合せをよろしくお願いいたします。 以上です。

○会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

本日大変申し訳ございません。８分ほど時間を超過……お願いいたします。

○委員 ちょっと離れるんですけども、以前に議会に対して令和３年ですかね、学校施設・設備に関する特別委員会の設置を求めることに関する陳情というのが出されているんですけども、特別委員会の設置を求めますということで、これは採択されているんですけども、その後何か進展があったかどうかちょっと教えていただけますでしょうか。

○会長 事務局、今の回答はすぐ出ますでしょうか。

○事務局 令和３年ということですかね。

○委員 令和３年５月２５日で、６月議会で採択をされているんですけども、特別委員会を設置して何か議論されたのかどうかというのをちょっと知りたいです。

○委員 私、令和３年度に教育部長をしていました。当時、市議会のほうでその陳情が採択された後、特に市議会のほうからその特別委員会を設置するということを執行部には伝えられていないという認識でございます。

○委員 まだやっていないということですね。分かりました。

○会長 ご質問としてはよろしいですか。

ありがとうございました。

---

## ◎閉会

○会長 それでは、以上をもちまして本日の第８回第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後 ７時１０分閉会